

IFRS in Focus

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB、公開草案「繰延税金：原資産の回収」を公表

目次

- 提案の概要
- 経過措置
- 発効日

要点

- 本公開草案(ED)は、IAS第12号の例外規定を提案している。この例外規定は、特定の資産から生じる繰延税金資産および繰延税金負債の測定について、当該資産の帳簿価額が全額売却によって回収されるとの推定に基づき算定するよう要求するものである。この推定は、当該資産の経済的便益がその経済的耐用年数にわたって費消されることを示す明らかな証拠が存在する場合は、反証可能である。
- この例外規定は、IAS第40号の「公正価値モデル」、またはIAS第16号およびIAS第38号の「再評価モデル」を用いて測定される資産に適用される。また、買収企業が企業結合後にIAS第40号の「公正価値モデル」、またはIAS第16号またはIAS第38号の「再評価モデル」を適用する場合には、企業結合で取得した投資不動産、有形固定資産、無形資産にも適用される。
- コメント期限は2010年11月9日である。

提案の概要

2010年9月10日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案、ED/2010/11「繰延税金：原資産の回収－IAS第12号の改訂案」を公表した。EDは、繰延税金資産および繰延税金負債の測定には、資産の帳簿価額の回収を行おうとしている方法から生じる税務上の影響を反映しなければならないというIAS第12号の一般原則に対する例外規定を設けるものである。

EDは、この原則の適用が困難または主観的になり得る特定の法域における懸念に対応して、公表された。例えば、この原則は特に、公正価値で測定される投資不動産への適用が困難である。なぜなら、当該不動産は企業によって資本増価目的ばかりでなく賃貸収入の稼得目的に保有される場合があり、税法は、売却による資産の回収からの利得または損失に対し、同一資産の使用によって稼得する収益に適用される税率とは異なる税率で課税する場合があるためであ

る。さらに、回収方法によって、税法上異なる税務基準額が同一資産に適用される場合がある。例えば、一部の法域においては、インフレーション修正後の原価を定めているものの、減価償却費の損金算入は認めないか、または取得原価部分についてのみ減価償却を認めている。これが、本原則を実務上適用するにあたり、混乱と潜在的な不整合が生じている。

これに対応して、IASBは繰延税金資産または繰延税金負債が以下の資産から生じる場合、当該原則への例外規定を設けることを提案している。

- IAS第40号の「公正価値モデル」を用いて測定される投資不動産
- IAS第16号またはIAS第38号の「再評価モデル」を用いて測定される、有形固定資産または無形資産
- 投資不動産、有形固定資産、無形資産を企業結合で獲得し、事後に「公正価値モデル」または「再評価モデル」で測定される場合

これらの資産について、EDは、企業が資産の経済的便益が経済的耐用年数にわたって費消することを示す明らかな証拠が存在しない限り、繰延税金資産または繰延税金負債の測定に、資産の帳簿価額を全額売却によって回収することの税務上の影響を反映しなければならない、という反証可能な推定を提案している。

見解： 本改訂案は、資産の帳簿価額の回収を行う予想される方法を決定するためのIAS第12号の現行の要求を、特定の資産については帳簿価額が全額売却によって回収されるという反証可能な推定に置換えるものである。

現在、場合によっては、資産は使用を通じて一部回収され、売却によって一部回収されると判断されている。改訂案は、公正価値で測定された資産の回収については使用または売却による全額回収が前提とされることを示唆している。

売却益が課税されない法域で(IAS第40号に従って「公正価値モデル」を用いて会計処理されている)投資不動産を保有する企業は、公正価値利得または損失に起因する一時差異について繰延税金を認識してはならない。企業が当該不動産を売却する前に賃貸収入を創出するために一定期間使用する意図があるか否かを問わず、売却を通じた全額の回収に起因する税務上の影響がないためである。

経過措置

EDは、IAS第12号への改訂を遡及的に適用することを提案している。これには、提案された改訂の適用範囲内で、繰延税金資産または繰延税金負債を遡及的に修正再表示することが含まれ、企業結合で当初認識されたものも含まれる。

改訂案が発効した時点で、SIC解釈指針第21号「法人所得税－再評価された非減価償却資産の回収」は廃止される。

発効日

コメント募集期間は、2010年11月9日に終了する。EDは、発効日を特定していない。IASBは、EDについて受取ったコメントの検討後に発効日を決定する。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitteをご覧ください。